

## 成田市押印見直しの方針

新型コロナウイルス感染拡大の防止と、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のため、現在、国においては書面規制、押印、対面規制の見直しが進められており、市民に身近で多くの行政手続の窓口となる地方公共団体においても、国と同様の見直しに積極的に取り組むことが求められている。

一般の押印の見直しは、押印を廃止すること自体が目的ではなく、行政手続における市民の負担軽減と利便性の向上が目的であり、今後進めていく行政手続のオンライン化に向けた第一歩である。

成田市第5次行政改革大綱では、基本方針である「質の改革」の推進項目の一つに「電子市役所の推進」を掲げ、ICTやIoTを利用した情報提供の充実や各種申請・届出などの行政手続ができる環境の整備を進め、市民の利便性及びサービスの向上を図ることを目標としていることから、本市においては国の方針に沿い、国と同様に一定の基準を満たさない手続については押印を求めないこととする見直しを実施するものである。

### 1 見直しの対象

押印見直しは、市民サービスの向上という観点から、市民や事業者から提出される申請等の行政手続について実施するものであるが、地方公共団体の業務そのものの見直しや効率化という観点から、会計手続や人事手続などの内部手続についても実施する。

### 2 国の法令等により押印が求められている手続

国において政省令等の改正が行われ、今後は法改正も予定されている。施行の際は、所管省庁から施行通知や事務連絡等が発出されるので、それらに従い例規改正や様式変更、関係者への周知などの適切な対応を行う。

### 3 県の条例など外部の機関により押印が求められている手続

各機関の押印見直しの動向を把握し、例規改正や様式変更、関係者への周知などの適切な対応を行う。

### 4 本市の条例等や慣行により押印を求めているもの

国における押印見直し基準に準じた本市の基準を定め、その基準により見直しを実施する。

### 5 国の法令及び県の条例等に基づく申請様式等を本市の例規で規定している例外的な場合

国の法令及び県の条例等に基づく申請様式等を本市の例規に定めており、国の法令及び県の条例等の規定により押印が必要であることから押印欄を設けている場合において、当該国の法令及び県の条例等において押印見直しの改正が行われた場合は、本市の例規改正を待つことなく押印は求めないこととする。

## 6 実施方法及び時期

押印見直しの実施に当たっては、はじめに、現在押印を求めている手続の所管課において、押印の根拠の整理と、押印見直しの検討を行う。その結果を行政管理課がとりまとめ、関係課とともに整合性や合理性の確認及び精査を行った後、例規改正などの必要な対応を行う。なお、要綱等で定めている手続については、各所管課において決裁により改正を行う。

実施時期については、条例改正は一括して6月定例会に提案し、規則や要綱等の改正については準備が整い次第実施する。

## 7 押印見直し後の取組

押印不要となった行政手続についてはオンライン化を促進し、受付業務やその先につながる業務フローのデジタル化を図る。

### 成田市押印見直しの方針

◇ 2021年2月 発行

作成 成田市総務部行政管理課